

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)**の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

[〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉](#) →

[〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉](#) →

面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【柏市こども福祉課 児童手当・こども医療費 納付窓口 (TEL04-7128-9923)】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

母子・父子自立支援相談

- ・たとえば、こんな相談が受けられます。
(例) **離婚前後の不安**, 養育費, 就労, 資格, お子様の進学のことなど……
- ・**専門の相談員がお話を伺います**。ひとりで抱え込まず、お話してみませんか?
※**予約優先** (相談料無料)

相談場所：柏市役所別館3階 こども福祉課（母子・父子自立支援員）
受付日時：平日9時から16時まで (TEL 04-7167-1455)

家庭児童相談

- ・しつけなど子育ての不安や悩み、虐待などの相談ができます。

相談場所：柏市役所ウェルネス3階 こども支援室（家庭児童相談担当）
受付日時：平日9時から16時まで (TEL 04-7167-1458)

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方で、命の危険を感じるときは110番又は最寄りの警察署へ。
- ・DVの悩みや辛さなどの相談は【千葉県女性サポートセンター (TEL043-206-8002)】に相談できます。また、【柏市こども支援室 家庭児童相談担当 (TEL04-7167-1458)】へ相談することもできます。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

* 離婚を考えている皆さんへ *

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。※**離婚後2年間**の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話しいで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する**（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費や面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

〈養育費に関する裁判所のHP〉 →

- ・子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。

- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【柏市こども福祉課 給付・支援担当（TEL04-7167-1595）】に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。



チルoren・ファースト

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →

法務省
MINISTRY OF JUSTICE



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →

